

ロック板のないタイムズパーキング利用約款 新旧対比表(2020年11月19日改定)

条項	新条文	旧条文	変更点
5. 駐車料金	(2) 駐車時間は、 <u>ロック式駐車場</u> の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、また、 <u>ゲート式・機械式・タワー式駐車場</u> の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。 <u>車両ナンバー認識駐車場の場合は、入場時に車両を撮影した時点から出庫までの時間とします。</u>	(2) 駐車時間は、ロック式・ <u>車両ナンバー認識</u> 駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、また、ゲート式・機械式・タワー式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。	車両ナンバー認識駐車場に関する変更。
5. 駐車料金	(3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払い機、 <u>スマートフォン等を経由したネット決済等、各駐車場ごとに定められた方法にてお支払いください。なお、タイムズの利用者がパーク24株式会社(以下「パーク24」といいます)が運営するタイムズクラブの会員であり、かつタイムズクラブアプリを利用している場合は、あらかじめ本サービスの駐車料金を決済するためのクレジットカード情報をタイムズクラブアプリに登録しておくことにより、タイムズクラブアプリによる決済方法を利用することができます。</u>	(3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払い機等にてお支払いください。	スマートフォン等を経由したネット決済に関する追記。
7. 車両情報等の撮影	(1) 当社は、ビデオ・カメラ等により車両ナンバー、駐車場内およびその周辺(以下「車両情報等」という)を撮影し、駐車料金の管理、不正駐車や放置車両の対応等のタイムズ運営管理のために利用いたします。それ以外の目的には利用いたしません。当社が取得した車両情報等は、一定期間保管し、保存期間終了後は、すみやかに消去いたします。 (2) 以下の場合を除き、取得した車両情報等を第三者に提供しないものとします。 ① 第5条第3号に基づく駐車料金の決済を行うためにパーク24へ提供する場合 ② 本人(利用者)の同意を得ている場合 ③ 法令に基づく場合 ④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合 ⑤ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ⑥ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき ⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合 ⑧ 合併その他の事由による事業の継承に伴う場合	(新設)	車両情報等の撮影に関する条項の追加
※第7条の新設に伴い、現行第7条以下を各1条ずつ繰り下げ。	(省 略)	(現行どおり)	